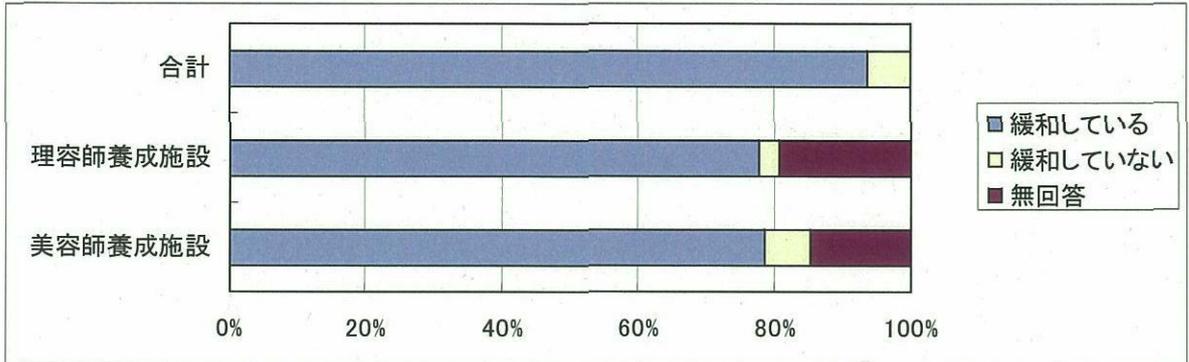


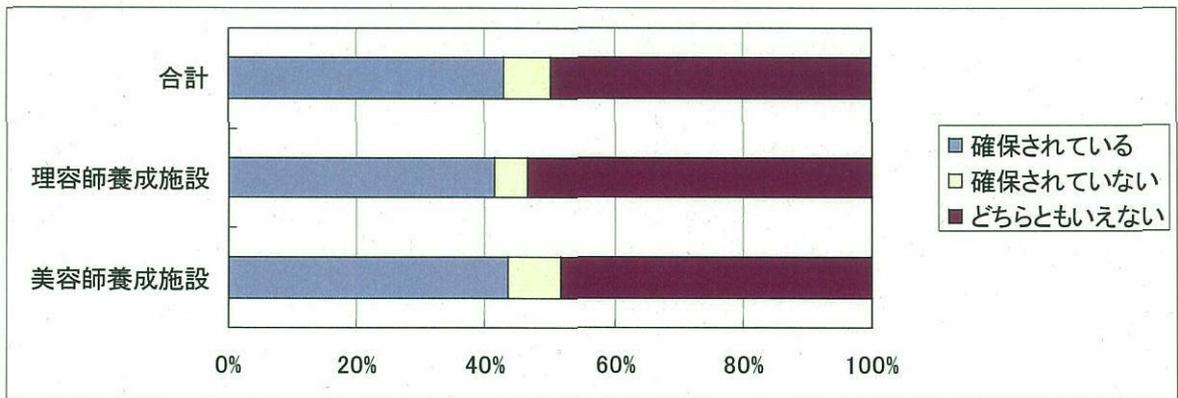
ウ 理容所又は美容所に従事している生徒に対する面接授業の時間数の緩和

① 養成施設の状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒について、「面接授業の授業時間数を緩和している」は178件（93.7%）、「緩和していない」は12件（6.3%）となっている。

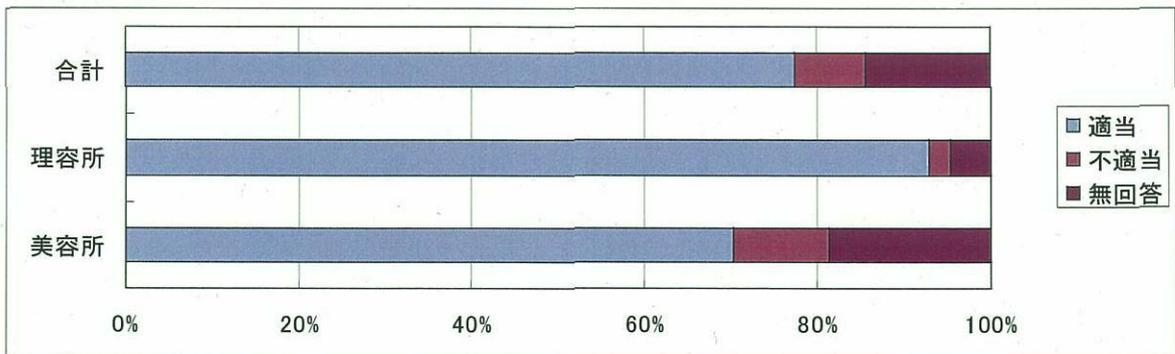


また、緩和している場合における学習の質について、「確保されている」は77件（42.8%）、「確保されていない」は13件（7.2%）、「どちらとも言えない」は90件（50.0%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

理容所又は美容所に従事している通信課程の生徒の面接授業時間数の緩和について、「適当」は103件（77.4%）、「不适当」は11件（8.3%）となっている。



(3) 通信課程の実務実習の場所について

通信課程の生徒に対する実務実習の場所について、「養成施設の近隣の理容所又は美容所」は208件（81.3%）、「通信課程の生徒の住所地の理容所又は美容所」は6件（2.3%）、「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」は4件（1.6%）となっている。

